

(1) 事務局体制の確認**設問 (1) - 1 : グループ事務局の体制 該当する項目を全て選択ください。**

- グループ内に専任の担当者はいない
 グループ内に専任の担当者を配置している

設問 (1) - 2 : 事務局の申請に関する業務委託の確認 該当する項目を全て選択ください。

- グリーン化事業に係る業務は事務局内で行っている
 外部の業者に部分的に業務委託をしている
 外部の業者に全ての業務を委託している

業者名

- 事務局の同一担当者が複数のグループを担当している

設問 (1) - 3 : グループのサポート体制 該当する項目を全て選択ください。 (複数回答可)

- 基本的に施工事業者が全て行い、交付申請、実績報告等補助申請のみ対応
 未経験工務店を把握しており、未経験工務店向けのサポートを行う体制になっている。
 設計申請等のサポートが出来る体制になっている
 施工に関するサポートが出来る体制になっている
 維持管理に関するサポートが出来る体制になっている
 地域型住宅の営業提案に関するサポートが出来る体制になっている
 「こどもエコ活用タイプ」に合わせ「こどもエコ住まい事業」の申請サポートを行う。
 その他、グループ特有のサポート体制がある

内容

設問 (1) - 4 : グループ内の情報共有の方法 該当する項目を全て選択ください。 (複数回答可)

- グループ内で事業説明会を実施する
 SNS等の情報共有ツールを使った情報公開・共有
 メール・メーリングリストを使った情報発信
 ホームページ等Webを使った情報共有・発信（会員専用ページなど）
 TEL・FAXを使った情報共有・発信
 その他

内容

設問 (1) - 5 : 所属施工事業者の廃業等があった際の対応について該当する項目を一つ選択ください。

- 指定ルールに基づいて積立を行っており廃業があった際の検査費用として活用し維持管理を引き継ぐ施工事業者を紹介する。
 グループ事務局で維持管理を引き継ぐ施工事業者を紹介
 グループ事務局にて維持管理を代行
 グループ事務局が住まい手と相談し住まい手の意向に合わせる
 第三者機関に維持管理業務をさせるため問題なし
 グループ事務局として対応しない
 その他

内容

臨時会議を行い、所在地や企業規模を考慮した上、後任施工事業者を選任し、該当消費者へ通知し消費者保護に努める。

(2) 地域型住宅の仕様、品質に関する取組みについて

設問(2)-1：主要構造部（柱・梁・桁・土台）における地域材の推奨する割合で該当する項目を一つ選択ください。

- 1～35%
- 36～70%
- 71～99%
- 100%

設問(2)-2：グループの住宅性能の向上や第三者による評価に関する取組について該当する項目を全て選択ください。（複数回答可）

- 住宅の性能の確保に関しては、すべて工務店に任せている
- 設計性能評価書を取得している
- 建設性能評価書を取得している
- 耐震等級3を取得している
- ゼロ・エネルギー住宅でも長期優良住宅の認定を取得している
- ZEHに取り組んでいる
- BELSに取り組んでいる
- 低炭素住宅の認定を取得している
- 構造等級の確保について信頼できる外部機関に依頼している

依頼先

- その他

内容

設問(2)-3：地域型住宅の生産体制に関する取組みについて該当する項目を全て選択ください。（複数回答可）

- 地域型住宅で使用する用材の寸法規格化
- 地域型住宅の施工に関する統一基準がある。（一部箇所も含む）
- 地域型住宅の信頼性確保に向けた検査ルールがある
- 地域型住宅の積算・見積もりに関する統一したルールがある
- 使用する地域材の在庫把握の仕組み
- 指定（推奨）の建材・住宅設備機器等の活用による在庫情報の共有
- 地域型住宅としての信頼性を確保するためのグループ独自の証明書の発行
- 完成保証・地盤補償等の各種保険の添付（瑕疵担保責任保険は除く）
- その他

内容

(3) 地域型住宅の維持管理に関する取組みについて**設問 (3) - 1 : 住宅履歴情報の管理・活用について該当する項目を一つ選択ください。**

- 住宅履歴情報は施主が保管管理を行う
- 住宅履歴情報は施工事業者で保管管理を行う（施工事業者任せ）
- 住宅履歴情報はグループ事務局で一括して保管管理を行う
- グループで指定する住宅履歴情報サービス機関で保管管理する
- その他

内容

設問 (3) - 2 : 維持管理の実施に関する取組みについて該当する項目を一つ選択ください。

- グループ共通の維持管理計画書に従って維持管理・点検を行う
- 各社個別の維持管理計画書に従って維持管理・点検を行う
- グループとして外部の機関と提携（契約）して維持管理を実施
- 維持管理の実施に関しては施工事業者任せ
- その他

内容

設問 (3) - 3 : グループ事務局で維持管理の対応について該当する項目を一つ選択ください。

- グループ事務局が施工事業者に連絡して維持管理・点検を行う
- 維持管理の実施に対してグループ事務局にて報告を受け管理する
- 維持管理の実施に関してグループ事務局では関与しない

(4) グループで実施する研修、サポート体制に関する取組みについて**設問 (4) - 1 : グループで実施、参加する研修会・講習会について該当する項目を全て選択ください。（複数回答可）**

- 補助交付申請、実績報告等の補助事業に関連する説明会
- 「こども工コ住まい事業」の内容、申請方法等についての説明会
- 地域型住宅の認定・評価書取得等の設計技術・知識に関する研修会
- 構造等級の確保に向けた研修会
- 地域型住宅に関連した施工技術・知識に関する研修会
- 地域型住宅の維持管理に関連した研修会
- 住宅性能評価・表示協会が開催する講習会への参加
- 住宅金融支援機構が開催する仕様書説明会への参加
- 改正省エネルギーに関連した研修会
- 顧客提案等の営業手法等に関する研修会
- 工務店経営に関連した研修会（人材育成・働き方改革・民法改正等）
- C C U S （建設キャリアアップシステム）に関連した研修会
- 事業者向け現場見学会
- その他

内容

設問（4）－2：グループ（事務局）の未経験工務店の割合を一つ選択ください。

- 未経験工務店は所属していない
 未経験工務店の所属が1／3未満
 未経験工務店が1／3以上
 未経験工務店がどれだけ所属しているかわからない

設問（4）－3：グループ（事務局）が実施する未経験工務店に対するサポート内容に**について該当する項目を全て選択ください。（複数回答可）**

- 未経験工務店への優先サポートの実施
 地域型住宅の補助活用マニュアル（手順書）の用意
 「こども工コ住まい事業」の内容、申請方法等についてのサポート
 各種認定取得サービスの活用提案
 施工管理・施工検査のサポート
 営業支援（提案書作成・営業同行）
 事務局による交付申請書類作成支援
 事務局による実績報告書類作成支援
 特にサポートは行っていない
 その他

内容

（5）地域型住宅の地域社会との連携や継承についての確認**設問（5）－1：地域社会との連携・継承等について該当する項目を全て選択ください。****（複数回答可）**

- 地域の伝統的なデザインの継承を意識している
 地域の街並みの継承を意識して対応する
 地域の住まい方の継承を意識して対応する
 地域型住宅に和の住まいの要素を取り入れた対応を行う

（6）災害発生時・発生後の対応に対する取組みについて**選択 災害発生時・発生後の対応について**

- 特に取り決めしていることは無い
 取組みを行っている

内容 被災地に関する商品を積極的に採用することで復興支援を行う。また、被災地域への材料供給支援や義援金を募り復興支援を行う。

※ 災害発生時の国土交通省よりの情報提供の受け取りについて

- 情報提供を受ける

グループの取組み等PRポイントについて

木の家俱楽部では、地域に密着した住宅会社を中心に「お客様目線に立った家づくり」を目指し、品質・価格・アフターケア・木材の地産地消・地域経済の活性化などに真剣に取り組んでおります。また、お客様の完成した時の満足だけでなく、実際に住んで頂いてから長く快適に生活して頂けるような家づくりを目指し取組んでおります。

地域型住宅の性能・アピールポイントについて

「近江木の家俱楽部の家」では、地域材の活用・耐震性と省エネ性を重視した快適で安心して暮らせる家づくりを目指しております。

- ・長寿命型では耐震等級2を満たした住宅を建築する。
- ・ゼロエネルギー型では、第三者認証によるBELSの取得（省エネ性能の見える化）をした住宅を建築する。

地域型住宅における地域材の活用について

1棟当たりの主要構造材地域材使用割合を50%以上と定め、主要構造材の土台、柱に合法木材を使用する。

※但し、役物や特殊柱は対象外とする。

引き渡し後の維持管理について

- ・点検時期に合わせてお知らせをメールにて配信、点検を確實に行い、アフター・訪問・対応状況についての履歴情報を図面・画像と合わせて保存する。
- ・定期点検後にその報告と必要な補修の提案をする。
- ・特に10年目、20年目、30年目などの節目の点検は、インスペクターや第三者機関等の検査実施を推奨する。

消費者相談窓口の有・無と対消費者に対する対応内容

- 消費者相談窓口がある

令和5年度のZEH等の申請

 行わない

(1) BELS認証による評価について ※原則、BELS認証による評価となります。

設問(1)-1 グループとして展開する地域(ZEH等の供給予定地)を以下から全て選択してください。 (1つ以上選択必須)

- 1地域
- 2地域
- 3地域
- 4地域
- 5地域
- 6地域
- 7地域
- 8地域

設問(1)-2 NearlyZEHでの申請を行うか、行わないか、選択してください。

- 行う ※建設(予定)地が「地域区分:1・2地域」、「日射地域区分:A1、A2」、「多雪地域」の何れかに該当すること
- 行わない

設問(1)-3 ZEH Orientedでの申請を行うか、行わないか、選択してください。

- 行う ※建設(予定)地が「多雪地域」、「都市部狭小地」の何れかに該当すること
- 行わない

設問(1)-4 ZEH等の事業形態を選択してください。

- 請負
- 売買

設問(1)-5 ZEH等の取組みについて

A: グループとしてZEH等の供給に積極的ですか。

- はい
- いいえ
- どちらとも言えない

B: ZEH等の省エネ性能について、グループで供給する数値目標は設定していますか。

- はい
- いいえ (ZEH等の要件に適応する住宅を供給する)

C: 設問Bで「はい」と選択した場合、設定されている数値目標を記入してください。(設問Bで「いいえ」を選択した場合、設問Dへ)

外皮平均熱貫流率 [W/(m²·K)] (UA値)

0.6

- この項目の設定はなし

全体のエネルギー削減率(%) (R値)

100

- この項目の設定はなし

太陽光を除くエネルギー削減率(%) (R0値)

20

- この項目の設定はなし

D:交付申請における外皮計算(UA値の算出)は、どのような方法で行いますか。

- グループ事務局が実施
 - 申請事業者(施工事業者)が実施
 - 外注(外部事業者)が実施

(グループで特定の外注先がある場合は記入してください)

- その他

E: 交付申請における一次エネルギー消費量計算(R値、R0値の算出)は、どのような方法で行いますか。

- グループ事務局が実施
 - 申請事業者(施工事業者)が実施
 - 外注(外部事業者)が実施

(グループで特定の外注先がある場合は記入してください)

- その他

F:交付申請におけるBELS申請書作成、および、申請等は、どのような方法で行いますか。

- グループ事務局が実施
 - 申請事業者(施工事業者)が実施
 - 外注(外部事業者)が実施

(グループで特定の外注先がある場合は記入してください)

- その他

G: 交付申請におけるZEH等の耐震要件の確認(構造計算、壁量計算等)は、どのような方法で行いますか。

- グループ事務局が実施
 - 申請事業者(施工事業者)が実施
 - 外注(外部事業者)が実施

(グループで特定の外注先がある場合は記入してください)

- その他

※グループでの「モデルプランによる性能の試算」を行い、設問(1)～7以降について回答してください。

*グループでの「モデルプランによる性能の試算」とは、任意の住宅をモデルプランとして想定し、グループの基準や目安になるZHE等の仕様を用いて試算すること

設問(1)-7 モデルプランによるZEH等の性能の試算はどのような方法で行いましたか。

- グループ事務局が実施
 - 申請事業者(施工事業者)が実施
 - 外注(外部事業者)が実施

(グループで特定の外注先がある場合は記入してください)

- ## □ その他

設問(1)－8 モデルプラン試算結果を記入してください。(必ずモデルプラン試算結果を1つ以上記入してください)

設問(1)－9 NearlyZEHの試算結果を記入してください。(必ずモデルプラン試算結果を1つ以上記入してください)

設問(1)－2 NearlyZEHの申請を行うとした場合は記入必須

No	想定する地域区分 (1~8)	外皮平均熱貫流率 (UA値)	エネルギー削減率		主な省エネルギー手法				
			全体 R(%)	太陽光発電を除くR0(%)	太陽光発電	太陽光発電 容量 (kW)	太陽熱利用給湯設備	空気集熱式太陽熱利用システム	コーボジエネレーション
1									
2									
3									
4									
5									

(2) 評価委員会による評価について

評価委員会による評価とはWEBプログラムで計算できない省エネ手法を個別に評価する方法です。

BELS評価書を取得して交付申請を行う場合は「BELS認証による評価」となります。

(グループで評価委員会の申請を行う場合は、下記□にチェックを入れてください)

グループとして評価委員会による評価の申請を行う

※評価委員会による評価を行う場合は、別途、申請の様式をゼロエネ評価事務局よりご案内いたします。

ゼロエネ評価事務局からのご案内をお待ちください。(zero@kkj.or.jp)